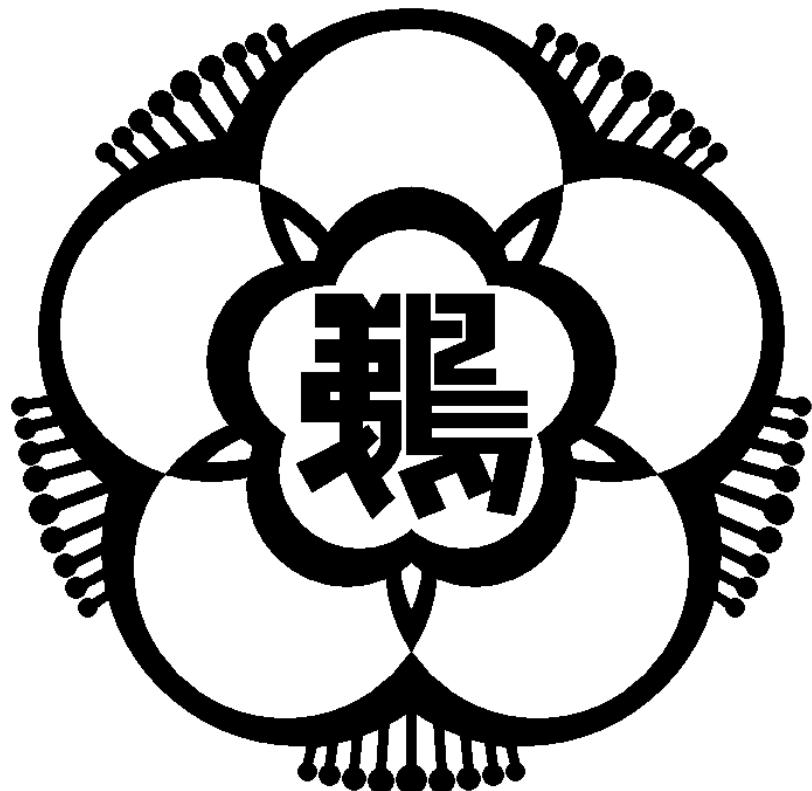


# 学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

能登町立鶴川小学校

## 目次

1	いじめ防止等のための基本姿勢	2
(1)	いじめの定義	
(2)	いじめ防止等のための基本的な考え方	
(3)	学校におけるいじめ防止等のための組織	
①	うかわっ子いじめ問題対策チーム	
②	児童理解の会での情報交換及びに共通理解	
③	校内研修	
④	いじめ対応アドバイザー	
⑤	教育委員会との連携	
2	いじめ未然防止の取組	3
(1)	いじめを許さない雰囲気づくり	
(2)	「安心で、楽しい」学級づくりの推進	
(3)	思いやりの心の育成	
(4)	教育相談体制の充実	
(5)	全職員一丸となった取組体制	
(6)	保護者・地域との協力体制	
(7)	インターネットトラブルの未然防止	
3	いじめの早期発見に向けた取組	4
(1)	児童の実態把握	
(2)	いじめ調査	
(3)	教育相談体制	
4	いじめに対する対応	4～6
(1)	いじめを把握した後の対応	
(2)	重大事態への対処	
(3)	保護者・地域・関係機関と連携した対応	
(4)	事後の指導と対応	
(5)	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
(6)	いじめ対応マニュアル	
5	いじめ未然防止等年間指導計画	7
6	生徒指導方針	8

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止等のための基本姿勢

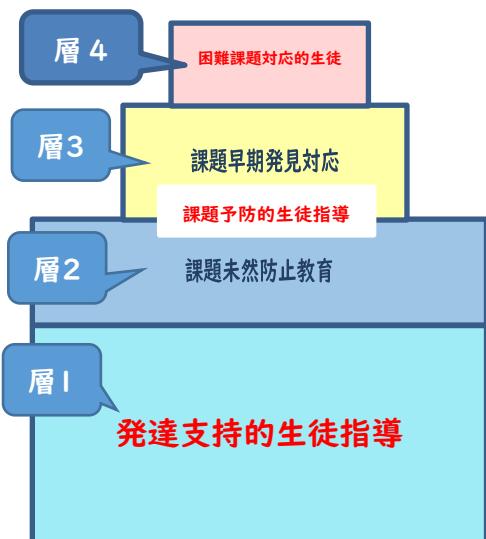
#### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

#### (2) いじめ防止等のための基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

何よりも、いじめを未然に防止するための常態的・先行的な対応である「生徒指導の4層」における層1『発達支持的生徒指導』を充実させることに重点をおく。また、いじめが疑われる場合の適切かつ迅速な対処とその再発防止の為に、層3の『課題早期発見対応』をスピーディーに行い、職員全体で共通理解をはかる。



層	取 組	
層 4	保護者面談	児童相談所との連携
層 3	児童理解の会 その日の児童の様子確認（終礼）	
層 2	なかよしアンケート 集会「いじめについて・SOSの出し方」	SC面談
層 1	グループエンカウンター たてわり活動	全校いいとこ見つけ 安心して学べる・わかる授業

#### (3) 学校におけるいじめ防止等のための組織

##### ①うかわっ子いじめ問題対策チーム

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、迅速に校長、教頭に報告する。いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる「うかわっ子いじめ問題対策チーム」を設置し、必要に応じて会を開催する。

## ②「児童理解の会」での情報交換及びに共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## ③校内研修

全ての教職員の共通認識を図り、いじめ防止等に組織的に取り組むことができるよう、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

## ④いじめ対応アドバイザー

いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、事例検討会や指導・助言を通して、いじめ問題への対応力向上を図る。

## ⑤教育委員会との連携

いじめを確認した場合は、能登町教育委員会に報告するとともに、状況に応じて「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急生徒指導推進委員会を開くとともに、教育委員会に指導・助言を求め、組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合には、警察署へ通報し対応等の相談をする。

## 2 いじめ未然防止の取組

「いじめは人間として絶対に許されない」という信念を全職員が持っていることを児童に示し、全ての教育活動を通していじめ未然防止に取り組んでいく。

### (1) いじめを許さない雰囲気づくり

- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、「(是認の)観衆」や「(黙認の)傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や保護者に知らせたりすることが大切だということを指導する。
- ・「いじめられる側にも問題がある」というような不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、ほかの児童によるいじめを助長したりすることができないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

### (2)「安心で、楽しい」学級づくりの推進

- ・児童一人一人に自己指導能力(自らの行動を決断実行する力)が身に付くようとする。
- ・生徒指導の4つの視点(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を生かした授業実践に努め、安心、安全な居場所となる学級づくりをする。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等、クラスの中でコミュニケーション力を高める。

### (3) 思いやりの心の育成

- ・すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・児童会活動や縦割り班による給食当番、清掃の中で互いを思いやる心を養う。

### (4) 教育相談体制の充実

- ・日々の指導の中で、意図的に児童とコミュニケーションを図り、一人一人の理解に努める。
- ・児童からの訴えは、否定せず共感的立場で受けとめる。
- ・児童が担任以外の職員とも関わる場を設定し、日常的に気軽に話をできるようする。

### (5)「報告・連絡・相談」の徹底

- ・どんな小さなことでも、児童の気になることは、管理職及び職員間で情報交換する。教員が一人で抱え込むことなく、組織的に対応する。

## (6) 保護者・地域との連携・協力体制

- ・児童の変化に気づいた時は、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・保護者からの訴えは、親身になって聞く。
- ・ホームページ等でいじめ防止等のための取組情報を発信する。
- ・保育所や中学校と情報交換を行う。

## (7) インターネットトラブルの未然防止

- ・インターネット使用状況調査を行い、現状把握に努める。
- ・情報発信による影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの大切さについて考えさせるなど、児童にモラル教育を推進する。
- ・スマートフォン・インターネットの利用の問題に関しては、家庭での使用時間についての約束を決めるなど、家庭との連携を図りながら適切に指導を行う。

## (8) 未然防止の取組の検証

- ・なかよしアンケート「学校は楽しい」…90%以上
- ・保護者アンケート（学期に1回）で確認する。

## 3 いじめの早期発見に向けた取組

「いじめは、どの学校・どの児童にも起こりうるもの」という基本姿勢に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていく。

### (1) 児童の実態把握

- ・休み時間や放課後には、児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握する。
- ・毎月1回の児童理解の会で、児童の様子の変化や気づいたことを全職員で共有し、より大勢の目で見守る。また、教師が積極的に働きかけを行い、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

### (2) いじめ調査

- ・毎月月末に「なかよしアンケート」、学期に1回保護者アンケートを実施する。また、その結果をもとに、気になる児童には面談を行う。

### (3) 教育相談体制

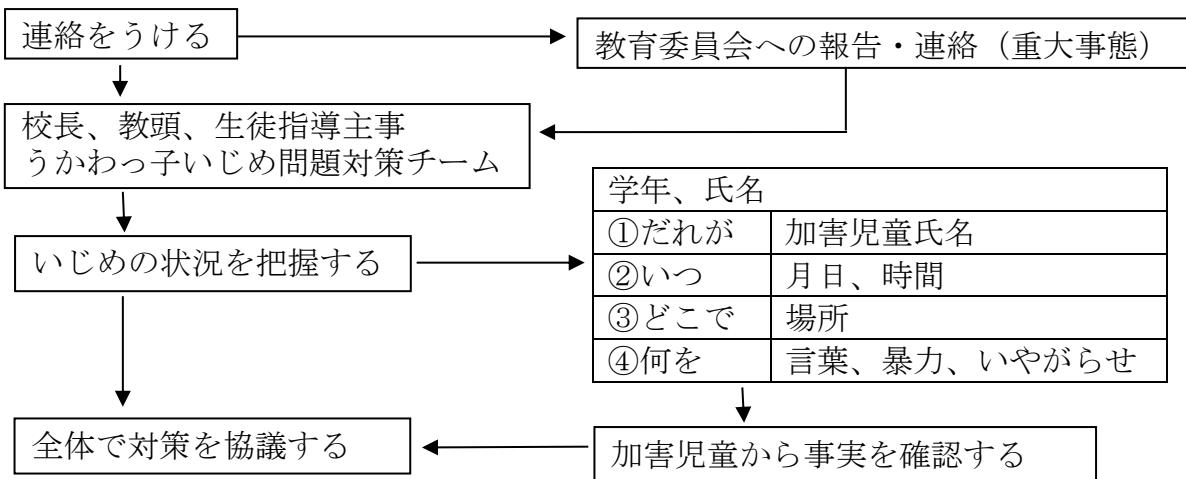
生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を整える。

## 4 いじめに対する対応

「いじめは人間として絶対に許されない」という信念に基づき、全職員・保護者と情報を共有し、毅然とした対応をする。また、被害児童が安心して学校生活を送ることができるよう継続的に対応する。

### (1) いじめを把握した後の対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、うかわっ子いじめ問題対策チームを開き、対応を協議する。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援をする。さらにその上で、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言も行う。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であることを指導する。



## (2) 重大事態への対処

重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 「いじめ防止対策推進法」より

- ・重大事態が発生した旨を、能登町教育委員会に速やかに報告する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (3) 保護者・地域・関係機関と連携した対応

- ・いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて、指導に生かすこととする。決して、学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・学校評議員会の議題に取り上げたり、学校評価の項目に、いじめに関する取り組みの評価をしたりすることで、いじめを隠ぺいせず、いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行う。

## (4) 事後の指導と対応

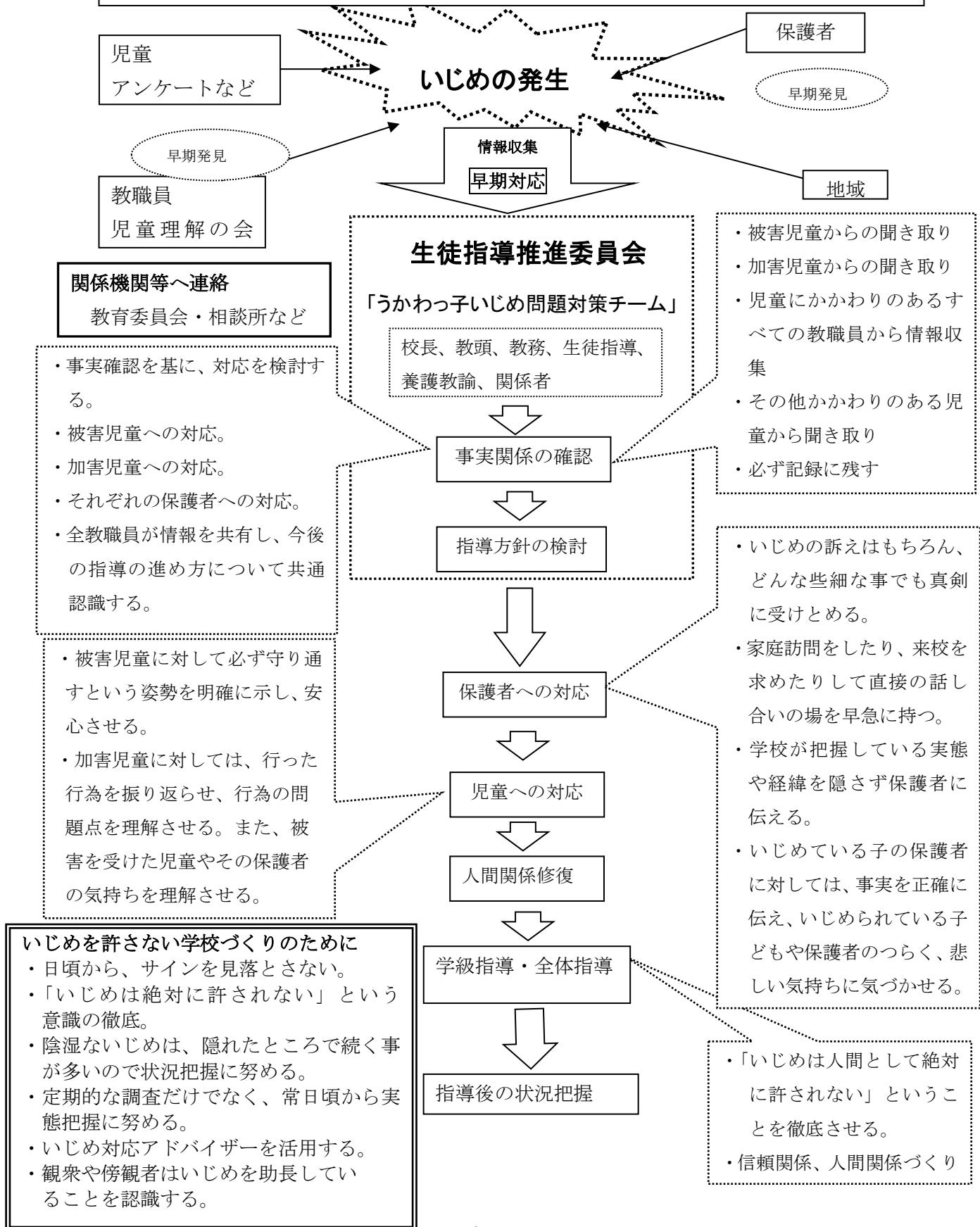
- ・被害児童の保護者に謝罪し、防止対策を説明する。
- ・加害児童の保護者を学校に召喚し、事実を伝える。
- ・被害児童が安全に学校生活を送れるように、教師が常にその児童から目を離さない。
- ・加害児童に対しては、毅然と個別指導を行う。
- ・学年、全校集会で、いじめに関する指導を行う。

## (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ネットワーク上の書き込みや無視もいじめであることや、ネットワーク上の情報発信によって相手や社会に大きな影響を与えることを伝える。
- ・対面でのいじめと同様に、毅然とした指導を行う。

## (6) いじめ対応マニュアル

いじめは児童の命に関わる問題であり、どの子どもにも起こり得るものであるという認識に立ち、いじめの未然防止に努めると共に、組織的な取組を通して、いじめを見逃さず早期に発見、対応し、いじめの根絶に努める。



## 5 いじめ未然防止等年間指導計画

	主な取組	具体的な活動内容
4月	○いじめ防止基本方針について確認 ○児童観察・児童理解 ○学級づくり ○学級懇談会	・いじめ対策に関する共通理解 ・PTA 総会で保護者に説明し、犯罪行為に相当し得る場合は、警察へ相談・通報を行う場合があることを伝える。 ・引き継ぎ事項の確認 ・学校、学級の指導方針の決定
5月	○QU アンケート ○保護者アンケート	・児童の実態把握→個人面談 ・保護者からの児童の実態把握
6月	○いじめ対応研修会	・いじめ対応アドバイザーを招いて事例検討会
7月	○個人懇談	・保護者からの児童の実態把握
9月	○グッドマナーキャンペーン	・あいさつ運動強化による人間関係づくり
10月	○QU アンケート ○保護者アンケート ○面談ウィーク	・児童の実態把握→個人面談 ・保護者からの児童の実態把握
11月	○いじめ対応研修会	・いじめ対応アドバイザーを招いて研修会
12月	○個人懇談 ○人権週間	・保護者からの児童の実態把握 ・人権担当、児童会によるいじめ防止の活動
1月	○保護者アンケート ○面談ウィーク	・保護者からの児童の実態把握
2月	○いじめ防止基本方針について検証	・いじめ対策について見直し
3月		・1年間の反省と今後の課題の検討
通年	○縦割りあいさつ運動 ○縦割り給食、清掃 ○ふれあいタイム ○異学年交流授業 ○メッセージ掲示	・互いを思いやる心の育成 ・認め合いの場の設定
毎月	○なかよしアンケート ○児童理解の会	・児童の実態把握 ・なかよしアンケートの結果や児童との面談を基に、配慮を要する児童の共通理解

